

農林水産委員会議録第三十二号

昭和三十一年四月二十四日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君

理事田口長治郎君 理事中村 時雄君

理事芳賀 貫君

赤澤 正道君 足立 篤郎君

安藤 覺君 五十嵐吉藏君

井出一太郎君 伊東 岩男君

石坂 繁君 大野 市郎君

加藤常太郎君 木村 文男君

楠美 省吾君 小枝 一雄君

鈴木 善幸君 綱島 正興君

原 捨思君 本名 武君

松浦 東介君 赤路 友藏君

淡谷 悠藏君 伊瀬幸太郎君

井谷 正吉君 稻富 稜人君

石田 宥全君 小川 豊明君

神田 大作君 田中幾三郎君

中村 英男君 日野 吉夫君

出席國務大臣 高崎達之助君

出席政府委員

農林政務次官 大石 武一君

農林事務官(農林經濟局長) 安田善一郎君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

農林事務官(農地局長) 渡部 伍良君

農林事務官(畜産局長) 新沢 寧君

農林事務官(農林經濟局長) 協同組合部長) 戸嶋 芳雄君

農林事務官(農地局長) 農地局参事官)

委員外の出席者

農林事務官(農地局長) 新沢 寧君

農林事務官(農地局長) 協同組合部長) 戸嶋 芳雄君

農林事務官(農地局長) 農地局参事官)

委員外の出席者

農林事務官(農地局長) 新沢 寧君

農林事務官(農地局長) 協同組合部長) 戸嶋 芳雄君

農林事務官(農地局長) 農地局参事官)

参考人(農地開墾機械公団理事) 土屋 四郎君
専門員 岩隈 博君

四月二十日

委員稻富稜人君辞任につき、その補欠として川俣清吾君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員松野頼三君及び川俣清吾君辞任につき、その補欠として足立篤郎君及び稻富稜人君が議長の指名で委員に選任された。

四月二十一日

昭和二十九年度までの災害に係る農林水産施設等の災害復旧事業の実施についての善後措置に関する法律案(稲富稜人君外三十四名提出、衆法第四八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

農地開墾機械公団法の一部を改正する法律案について、参考人出頭要求に関する件

農地開墾機械公団法の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

○村松委員長 これより会議を開きます。

高崎國務大臣より、河野農林大臣が海外出張不在中、内閣法第十條により臨時に農林大臣の職務を行う國務大臣に指定されましたので、この際あい

さつをいたしたいとの申し出がありま

す。これを許します。高崎國務大臣。

○高崎國務大臣 たいま委員長から御報告を願いました通りに、私、昨年河野農林大臣が留守中少しばかり留守居をいたしました。そういう関係もございしたものですから、お前はまあ比較的伴食だしひまだらうからやれ、こういうわけでございますが、河野農林大臣の留守中留守を守ることになりましたのであります。来月の十五日くらいには農林大臣はお帰りになるだらうと思っております。それまでの間、私はなほだ不敏でございますけれども、十分職責を尽して留守中を全うしたい、こう存するわけでござい

ます。特に国会開会中でございますので、私は時間の許す範囲におきまして、私に要求がなくてもできるだけ出席させていただきます、皆さんの御意見を聞かせていただきたい、こういう所存でございますから、どうかよろしく御鞭撻御指導あられんことをお願いいたします。

○村松委員長 農地開墾機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

この際お諮りいたします。本案審査のため、参考人として農地開墾機械公団理事の土屋四郎君の出頭を求め、意見並びに説明聴取を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 御異議ないと認めます。では参考人より意見を求めることにいたします。

参考人土屋四郎君。

農地開墾機械公団法の一部を改正する法律案につきまして、一言私の考えておりますことを申し上げて御参考に供したいと存じます。

このたび公団法の改正によりまして、農地開墾機械公団がジャーシーの導入をすることができるといふことと、一部公団の機械を、公団の本来の仕事でありますところの農地の造成改良に余裕のあるとえば農雨期等に農地の造成改良以外の方面にも使用することができるといふ二点の改正かと存じますが、乳牛の導入につきましては、実は公団といたしましては、ただいまのところは、農地の造成改良のための機械を貸し付ける、あるいは開拓者等から委託を受けて、その機械によって開墾をいたすということになつております。機械開墾と申しましても、現行法では開墾作業を委託を受けてやるということに相なつておりませんが、御承知のように、特に今後の機

械開墾地区におきましては、何と申しましても非常に劣悪な自然的社会的条件の所が多いのでございまして、開拓の根本でありますところの農業経営の安定と確立ということから考えますと、何といたしまして、ただいま着手をいたしておりますところの上北地区とか、あるいは北海道の根釧地区等におきましては、農業経営上、少くとも穀類と牧畜との混同経営あるいは酪農経営といふふうな形に持つていかないと、開拓者がせっかく入植いたしまして、またわれわれの方で委託を受けて開墾いたしても、営業の確立という所期の目的が達せられないところのうらみがあるのではなからうか。実は私昨年まで、東北地方の方に仙台の農地事務局長として三年ほどおつたのでありますが、二十八年と二十九年と二年続いて冷害を受けまして、一番冷害のひどかったのが開拓地でありました。その開拓地の中でも特に陸稲を作つたりあるいは小麦といふような穀類をやつていたりするところの開拓者の打撃が一番大きかったのであります。これに比べますと乳牛を持っておるとか、あるいはその他の家畜を持っておるとか、あるいはその他の家畜を持っておるとか、畜産経営をあわせてやっておるとか、非常に非常に抵抗力が強いといふことをしみじみ感じた次第であります。この機械公団が開墾地区について開墾を始め、さらに今度政府の方針により公団法を改正して、ジャーシーを導入するということは、われわれ公団といたし

まして、この開拓者の農業経営を安定確立する意味におきまして、まことに適切な措置ではないかと存じまして、公団といたしましてはもとよりこれに異存はございませんで、賛成でございます。

なお、仕事をします所が東北、北海道の、年間のうちで半年くらいは積雪その他のために仕事ができないような地帯でございますので、その間いろいろ農地の造成、改良以外の方面に機械の活用をできるという部分がございますしたら、これを活用するというのも必要であろうと思っておりますので、これまた公団法のこのような改正は、われわれといたしましてはまことにけっこうであろうか、かように存じております。

○芳賀委員 議事進行。ただいま参考人の発言は、当委員会審議しておる法案と趣きの異なつたような発言があるのです。この法律案は内閣提出の法律案であつて、公団の役員に、この法律案に賛成であるとか反対であるという意思表示を、われわれは求めておるのではないのです。問題は、昨年の公団発足以来今日に至るまで、機械開発公団がどのような事業を善意をもって行なつたかということ、まずわれわれは聞く必要があるのです。この法律案は今審議の過程にあるのですから、それを公団の役員が来てとかくの論議は、必要でないと思つておるのです。ですから、委員長はこれに注意されるとき同時に、やはりこの際理事長の成田氏を呼ぶ必要があると思つておる。何のためにきよう来ないかということ、われわれは了解できないのです。ですから、これは委員長においても慎重にお取扱ひに

なつて、参考人を招致された以上は、われわれの聞かんとするところを委員長からよく伝えて発言させるようにはしてもらいたい、そういうふうに考えます。

○村松委員長 賛否の表明も意見のうちの一部であると思つておる。これはこのままといたしまして、なおこの際公団の進捗の状況を一応説明を願いたいと思つておる。今の成田氏云々といふことは、私はわかりませんが、これども、このことはあとで決定をいたします。

○土屋参考人 機械公団は、昨年の十月十日に発足をいたしました。自來、公団の事業計画でありますところの青森県の上北、北海道の根釧の開墾事業並びに北海道の篠津地区の泥炭地の土地改良事業に対する公団機械の貸付の仕事、この三つの仕事の準備に従事して参りました。なお、三十年度は、公団法の付則によりまして、政府から土地、根釧、篠津の事業に對する五億五千万円の工事の委託を受けたわけでございます。発足早々でございます。この委託事業の方は、政府の方と十二月半ばに正式の委託契約ができました。公団は政府からこの委託を受けたわけでございます。さらにこの仕事を、上北の地区につきましては仙台的の農地事務局に、根釧、篠津の地区につきましては北海道開発局等に工事を実施を公団からお願ひすることになりました。これを実施して参つたのであります。時あたかも冬季のことでもございますし、諸般の仕事の進捗状況も、発足早々のことでございます。

たので、大体におきまして三十年度にはこの受託工事は一億四千万円程度を消化いたしております。これらは工事の実施、設計あるいは用地の補償あるいは機械の購入、營繕工事、その他工事雜費等に使われております。残りも新年度に繰り越したわけでございますが、この繰り越されたところの分は、新年度早々から逐次事業の方を進めて参つておりました。資金の方を消化しておる状況であります。

それから上北、根釧の開墾につきましては、上北地区が今年度約千町歩の開墾をいたします。それから根釧地区は四百町歩の開墾をいたすのでございまして、これらに對しましては、公団といつたしましては、現地にそれぞれ上北支所、根釧支所を設けて、すでに用員も現地の方に送つております。またこれに要しますところの機械等の手配もいたしまして、入植者は上北地区に百十六、根釧地区に七十戸、すでに選考を終えて目下訓練あるいは待期中でございます。これらの入植者が現地に入植をいたしますと同時に、われわれの方では遅滞なく開墾の仕事が進展するように、目下鋭意この準備を取り急いでおる、こういうような状況でございます。〔何を言うておるのかわけがわからぬぞ〕と呼ぶ者あり。

○村松委員長 成田理事長の出頭を求めて意見を聴取したいとの御要望もございまして、あらためて成田理事長の意見を聴取したいと思つておる。御異議ございませんか。

○中村(時)委員 先ほど言つておいたのですが、理事長を呼んだ以上は、ただ都合が悪くて来れませんというのではなく、どういふ理由で来れなかつたかということをはつきりしておいてもらわないと困る。そういう点委員会自身は、非常に問題があると思つておる。こういうことをわれわれが認めていくならば、将来いろいろな問題においても、当然こういう結果が出てくるわけですから。そういう点をはつきりしておいてもらわないと、ただじたくに、だれでもよろしいというわけにはいかならぬわけですから。そういう点は特に委員長によく御確認を願つておきたい、こう思つておるわけなんです。

○村松委員長 了承いたしました。

○伊藤委員 今中村委員がおっしゃつたようなことですが、この前協同組合の問題に對して、参考人として中金の湯川理事長に来てもらつて、それから中央会の荷見さんと呼ばれた方が、院内に来ておつて、都合が悪いからと、いつかわりを出している。これはまことにけしからぬことで、僕は院内で見たのです。荷見さんなんか廊下で合つた。なぜ来ないかと言つたので、かわりを出してやりますと言つた。従つてきようもこういうことであつたら、私は国会軽視だと思つておる。これは嚴重に委員長から出るように取り計らつてもらいたいと思つておる。

○村松委員長 了承いたしました。

○淡谷委員 実はきようは理事長が来るのと思つて、いろいろ質問も準備して参りましたのですが、せつつか土屋さんいらしたのですから、ただいまの参考意見について若干質問したいと思つておる。

○土屋参考人 公団は先ほど申し上げましたように、十月十日に発足いたしました。事務所は、本部は国会の正門前の元の農林省の庁舎の中にございまして、それから職員は理事長、理事、監事のほか現在の定員は四十七人でございまして、本部に二十五名、それから上北支所に十一名、根釧支所に十一名といふことになっておる。充足状況は、本部の方が二十五名のうち最近現在で欠員が二人ほどあるかと思つておる。それから上北十一名、向うの方に行つておるのかと思つておる。支所長以下行つておるのかと思つておる。それから根釧は十一名のうちたしか欠員が四名だと思つておる。現地の事務所の方は、この仕事が開墾と建設工事と營農指導と三位一体になつ

いと思つておる。この公団そのものの事務的な仕事の進捗状況と、現地の仕事の進捗状況とはつきり區別して御報告願ひたい。公団にさまざまな役柄がございまして、あるいは事務所がございまして、あるいは具体的には、北部上北では現地の開墾がどの程度まで進んでいるのか。どういふ機械が入つておるのか。根釧地区ではどういふ仕事が始まり、どのような機械が入つておるのか。特に今お話では機械及び用具の配置が済んだといふこと、ございまして、この用具の数なども具体的に御報告願ひたい。なお本来から申しますと、根釧地区の開墾の計画が上北地区よりもはるかに大きいのでございまして、初年度は上北が一千町歩で根釧は四百町歩。逆になつております理由なども、もつと的確に御説明願ひたいと思つておる。

て運営をしなければなりませんので、これは国の建設事業所と併用するといふようにいたしております。それから機械の方はまだ現地には参つておりません。目下手配中でございます。これはしかし六月の半ばには開墾を始めますので、それまでには間に合うように国産機械及び一部輸入機械につきまして手配をいたしております。なおこれを動かしますオペレーターあるいは助手等につきましても、それぞれ手を回しまして、目下募集中でございます。開墾すべき上北の方は六月二十日ごろから、それから根釧は七月からとただいま予定しておりますが、それまでには間に合いますように機械の導入を手配いたしたい、かように考えております。それから上北地区は全体の計画が三千四百余町歩、それから根釧も大体同様でございますが、上北の方は今年度は千町歩、それから根釧は本年度は四百町歩で大体三年で終る予定でございますが、根釧の方は逐次この面積をふやして参りまして、来年、再来年が最高になるかと思っております。上北の方は大体ことしがピークでありまして、それからあと少しずつ減つていって面積を済むことになる予定でございます。

○土屋参考人 公団は管農指導についてはタツチいたしました。公団は開墾をするのであります。また開拓地の道路その他の建設工事は国でやるのであります。それから管農指導はほかの開拓地区と同じように県が責任をもっておやりになる。それでこの三つのものが相互によく横の連絡をとって調和をとっていかないとまうまいか、こういう意味で事務所等もなるべく一緒なところで申し上げた次第でございます。

○淡谷委員 なお上北地区で百十六戸の入植者があり、根釧地区で七十二戸の入植者があるように聞きましたが、開墾もできない何にもないところに入植したというのは、一体どういう意味なんですか。全然まだ開拓の仕事が進捗していない場合、入植して一体どこに住んで、どうして暮らしているのですか。

○土屋参考人 まだ現地は入っております。大体六月の半ばごろに入るといふことでございますので、それまでに入れられ方では機械を遺漏なく手配いたしました。入植者が入りまするとわれわれの方でそれを並行して開墾作業が進みますように手配中でございます。

○淡谷委員 あなたは、今百十六戸の入植の用具というものは、県の指導所に入っております。これは上北地区の場合ですが、この百十六戸の入植者の教育にたえないような狭いところで非常に設備の悪いところで、もうとても困っている事情はおわかりですか。これは公団の進捗状態が、今のままでいたらずに仕事を進めますならば何もならぬ

大ぶろしきになつてしまふ。始める前にふるしきが破れてしまふということはおわかつておる。そういう実情をおわかってですか。

○土屋参考人 私はその上北で百十六戸の入植者の訓練を四月の初めごろから約二カ月開始するというところで、青森県でおやりになるということは何もありませんが、現地入植訓練の実地の状況はまだ承知いたしておりません。

○稲富委員 関連して土屋参考人にお聞きしたいと思つて、今度の酪農導入、これはやっぱり一つの管農指導だといふふうにあなたの方では御解釈になつておられますか。

○土屋参考人 管農指導ではございせんが、管農確立に寄与することができるといふふうを考えておる次第でございます。

○稲富委員 公団は管農指導はやらなといふふうにあなたは解釈しているという御説明になつておられます。そうすると酪農、乳牛を導入するということは管農指導ではない。ただ一環性はあるけれども純粋の管農指導ではないという解釈を公団側ではなさつておるわけですね。これに対する公団の解釈を承わりたいと思つておられます。

○土屋参考人 先ほど申し上げましたように承わっております。

○稲富委員 それから公団側は、今度の酪農のジャージー種の導入に對しては、あまり積極的ではないようにおぼやかたの御説明では承わつたのでございませうが、やはりそういうふうに解釈して差しつかえないのですか。

○土屋参考人 先ほど申し上げましたような意味におきまして、開拓者の管

農の確立に、開墾だけでなしにそのほかの面でも、ジャージーの導入という面でも公団が寄与できるということ、これは積極的、われわれも大いにけつこうであるということ、これに協力してやりたい、かように考えております。

○稲富委員 それで聞きたいのは、すでにこの公団が発足いたしました。一年足らずのうち、この公団法の一部を改正しなければできないような状態に立ち至つておる。しかも法律は公団法の一部を改正するとなつておりますけれども、この改正の要旨というものは、公団法の基本的な問題に關係する改正なんです。ところがあなたの先刻の御説明を聞きますと、今度のこの酪農の導入に對しては公団側としては異存はないのだ、こういうふうには御説明なさつた、異存はないといふことは消極的なことなんで、公団側は積極的であるといふふうにおかれればとれない。こういうふうな公団法を改正することもやむを得ないのだ、異存はないのだ、こういうふうな御説明を先刻なさつておるのであります。これは公団としての非常に消極的な意思表示だと解釈するわけなんです。この点をあなたにお聞きして、公団側として、公団が発足いたしました。公団として当然必要と今度の法律改正をやらなければいけないことになつたのであるか、あるいは公団としてはあまりにも積極的ではないけれども、こういうことを政府から計画をされて指示されたから、異存なくわれわれは応じなければいけないといふような、非常に消極的な意思であるか。ここにこの法律の非常な重

要性があるわけなんです。そこであなたの先刻からの御説明を聞きますと、異存はないといふような意思表示であつて、これは消極的であるといふふうにおかれれば解釈いたしますので、公団のこれに對する態度といふますか、考え方をあなたに承わりたいと思つておられます。

○土屋参考人 先般来申し上げました通り、公団といたしましては、いろいろの考え方はございませう、あるいは公団は管農指導までやるといふような考え方もございませうが、現在は公団は開墾だけでございませう。そこで公団といたしましては、年頭一歩を進めまして、ジャージーの開拓地への導入をすることができるといふ権能を与えられるといふことは、公団として開拓者の管農の確立に寄与するといふ積極面がございませうので、積極的になさうに公団としてできることは、非常にありがたいことである、かように考える次第でございます。

○木村(文)委員 関連して私はいさぐわめて簡単に二、三お尋ねしたいと思つて、まず第一にあなたにお聞きしたいことは、私は実はさつき淡谷委員からもお話があつたように、青森県の選出です。それから、上北に非常な關係があるのです。それで先般開墾の際に、いろいろの文句を言われたんです。実はわれが文句を言われたといふことは結局あなたの方が悪いから言われるのであつて、われわれは非常によかれかしと思つて、この公団に關係する法律を議したのです。それがあなたの方の運営はかれこれ言われるわけなんです。そこで与党といえどもこの際一つ、ただして

おかなければならぬことはたださなければならぬと思う。そういう意味でお尋ねするわけなんです。

そこで私は、第一にあなたにお伺いしたいのは、公団は当初の法律で機械化公団の法律が議決されたときに、その法律の認める範囲は、あなたはその法律のお話では、営業指導も可能であるというように考えておられるようでありますけれども、それは可能であるかどうかということをはっきりここで御答弁を願いたい。

○土屋参考人 公団法によりまして、農地の造成、改良の仕事に必要な機械を購入して貸し付ける、それから委託を受けまして農地の改良、造成の工事を行うこと、これに付随する仕事、かように相なっておりまして、公団は開墾作業をやるのでありまして、営業指導は県の方でやっていたりいたるものである、かように考えております。

○木村(文)委員 それではさっきの淡谷君に対するあなたの答弁は妥当を欠いておる。そうでしょう。これはあなたも理事をやるくらいの人なんだから、あるいは答弁をしてもらうては与党としてはほんとうは迷惑なんだ。そこだけははっきりしてもらいたい。特に地元に関係のある私としては迷惑である。こういう点は、理事としてあなたに憤しななければならぬ。これが一点。

○土屋参考人 法律を改正しまして公

団が乳牛の導入ができるようになるというところは非常に望ましいことであると考えます。

○木村(文)委員 あなたは法律を改正して、公団が乳牛を導入することはいいことだと言わなければならないことをあなたは今はっきり認めた。それをまた今度指導の方に持っていくこととする、営業の方に持っていくこととする、それ自体非常に矛盾するじゃないかと私は思う。その点の見解を明らかにしてもらいたい。

○土屋参考人 現行法では、公団は委託を受けまして開墾工事を行うことになっております。しかし今度改正をいたされまして公団がジャージーを導入することができるようになるといふことは、公団といたしましては望ましいことであると私は存じております。

○木村(文)委員 これは水かけ論みたいになってしまつてしょうがないが、私はこの後に保留しておくことにする。第三番目にあなたにお聞きしたいことは、現在公団が仕事に着手してないというさっきのお話であったわけですが、それではわれわれに提示した当初の計画通り工事の進捗状況が進んでいるかどうか、これを一つお聞きしたい。

○土屋参考人 目下鋭意準備作業中でございます。開墾は上北地区におきましては六月の下旬から、それから根釧地区におきましては七月から大体十月一ぱいまでに予定の開墾を終る計画でございます。これに必要な準備を着々いたしております。われわれはい

かなる困難を排除してでもこの計画を実現いたしまして、開拓者の営業に支障がないようにいたしたいと考えております。

○木村(文)委員 最後に一点。そこでこの工事を計画通り進めるといふことになりましては、人事の問題が一番大きな問題だと思ふ。運営の衝に当る人が当を得なければいけません。何ごとも人事が基本なんです。その衝に当たっているあなたが、先ほどのお話では、さあしたか何人くらい欠員だなどというふうなお話では、そう大して本省のよりに何百名、何千名おるわけではな

い。それに理事たるあなたが創立当初における責任者であるあなたが、現場の人員もつかめない、しかも一緒の屋根の下におるところの人員の数もつかめないような工合では、はっきり言う、私はこの公団の仕事は、あなたのような理事がおられる間はできないと思ふ。人事くらい重要な問題はないのです。たとい向うに見えている金山があつても、人が行けない山は金山にならないのです。それくらい人というものは、私は大事なものだと思ふ。それをまだ何百名もおる人員じゃないのに、理事たるあなたが当初において、まだたしか何名くらいというふうな言葉を、この神聖な、權威のある国会において答弁をするような状態では、私は先が非常に案ぜられる。こういうことを私はあなたに特に申し上げたい。私は自分の選挙区が青森県ですから、特に案ぜられるのです。大へんなことだと思ふ。ですから、そういうことのないように特に注意を促したいが、その意思、決意のほどを一つ表明してもらいたい。

○土屋参考人 御趣旨の点は十分に考へまして、お話の通り人事は重要でございます。十分支所を奮勵いたしまして、仕事を円滑に推進していきたい、かように考えております。

○稲富委員 議事進行について。実は公団の運営に對しまして、公団の理事から十分内容を聞くことが、われわれが本法律案を審議する上に非常に必要だと考へて、公団の理事者の御説明をお願いしたわけでございまして、先刻から土屋理事の御説明を聞いておりました。非常に不十分でございまして、私もやはり理事長に來てもらつて、もっと公団の内容、運営等を検討した上で、この法律案の審議を進めていただきたい、こういうふうな考へを持っておられますので、私も公団の内容等に對しまして開きたいのですけれども、次にぜひ理事長の出席を求めて、もっと責任ある公団側のこれに対する説明を求めまして、さらに提案者である政府に對して質疑をやりたいと考へておりますので、委員長において下さうお取り計らいをお願いしたいと思います。

○中村(時)委員 つけ加えて。もうくどくどは申しませんが、その理事長を参考人に呼ばれる際に、もう一人ここに書いてある和田栄太郎、この方も同様に、やはり一緒に呼んでいただきたい。ということは、われわれの承知している範囲内では、この機械公団というものは開墾に對して機械を貸し付けることであつたと思ふ。ところがその内容に入つて参りますと、運用の面がはつきりしてない、これが第一点。それから第二点は、答弁の中に

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○村松委員 御異議なしと認めまして、さうに決定をいたして審議を続けます。

○淡谷委員 私の質疑が残つておりますが、質疑の進め方の上におきまして、どうしても公団の理事長にいろいろな御意見を聞いてからでないに進まないと思ふので、理事長が出席して、われわれの考へておりますことに御答弁を願つた上で、あらためて進めたいと思ふ。保留しておきたいと思ふ。

○村松委員 午後二時三十一分開議
農地開発機械公団法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑を続行いたします。芳賀君。

○芳賀委員 大石政務次官にお尋ねしますが、午前中も公団の土屋理事の出席を得て若干の質問をいたしました。内容は非常に不明確であったのですが、今までの質疑を通じて言えることは、この機械公園法の中でジャージー種を輸入することよりも、むしろこれは酪農振興法の関係の方が非常に近いんじゃないかというふうに考えるのですが、いかがですか。

○大石(武)政府委員 お答えします。おっしゃる通りでございます。ジャージーを輸入するという行為は、むしろ機械公園でやるよりは、ほかの方でやった方が必ずやいいと考えております。

○芳賀委員 ですから機械公園でどうしてもやらなければならぬというわけじゃないんですね。何でもやってもいいんでしょ。たとえばそれは森林公園でやっても、やるということには変わりはないわけでしょう。ですから問題は、昨年の国会で成立した農地開発機械公園法を、この改正というものはむしろ冒濫するようなことになるのですけれども、そう思われませんか。

○大石(武)政府委員 何でもやってもいいというわけには参りませんが、この農地開発機械公園の目的は、結局今まで開墾できなかったいろいろな土地をできるだけ早く開墾して、そのところを酪農地帯にするということでございます。でございまして、ございまして、そこにジャージーを入れるということは非常にその目的に合うわけでございます。では、なぜこの機械公園にくっつけたかと申しますと、世界銀行から金を借りるといふことの都合でございまして、外国の銀行から金を借りますとき

には、何かそこにある一つの特別会計の機構が必要でございます。その機構を別に作りまして非常にわずらわしくなりますし、世界銀行から金を借りることが一つの機械公園の仕事でございますので、むしろこれはそれと一緒にやった方が酪農地帯を作ることがその目的でございますので、それと合致するという意味からこの方がやりいといと考へまして、法律を交えた次第でございます。

○芳賀委員 しかし世銀の借款以外、たとえば余剰農産物の見返り資金の場合も、これは政府が特別会計を設けて処理をしているわけですね。だから、やればやれぬことはないんじゃないですか。こういう公園を設けなければ外資の受け入れができないということじゃないと思うのですが、いかがですか。

○大石(武)政府委員 おっしゃる通りやればやれないことはないのです。ただここに機械開発公園というものが去年できておりまして、これは世界銀行から金を借りる。そしてその目的が酪農地帯を作るといふことでございます。このジャージーを輸入するという仕事をくつつければ、非常に簡単でやりやすいというふうに一応考へているわけでございます。

○芳賀委員 世界銀行の話が出たんですが、先日の新聞によると、大蔵省も農林省当局も、世界銀行からの借り入れということは今後やめてしまった方がいいという見解を明らかにしておるのです。そうすると、本年度の借款は実現できるとしても、今後長期的にそういうような世銀の借款に期待を持た

ないということになると、せっかくこの公団法の一部を改正しても、世銀の借款による乳牛の導入ということは中絶すると思うのですが、いかがですか。

○大石(武)政府委員 世界銀行から借款をしないということは別にきめてございませぬ。何か別な形で伝わったのか、農林省では、世界銀行から借款しないというところは一切きめておらないはずでございます。

○芳賀委員 いや、そうじゃないですよ。これは明らかに新聞に出ておる。大蔵省も農林省も正式に見解を発表して、今の世界銀行の借款はいろいろな条件が有利でないから、これは将来継続して受け入れるべきでないというところは、あなたは知らぬかもしれぬけれども、国民はみな知っておるのです。ね。そうですね。そんな首をひねる必要はないのですよ。

○大石(武)政府委員 農林省では、私も政務次官をしておりますが、そういう方針は一切まだきめておりませぬ。○芳賀委員 そういたしますと、今後世界銀行から金を借りるといふことを継続する意思なんですね。そうして外国からジャージー種の導入をはかる、そういう長期計画を持っておるのですか。

○大石(武)政府委員 やはり今後わが国では、農業開発の必要がある場合には喜んで世界銀行から借款をいたしたいと考えております。ジャージー種に關しまして、今後世界銀行からの借款によつてこの方針を進めて参りたいと考えております。

者資金融通法の一部改正をやっておるわけですね。これは乳牛等を機械開墾地区に導入するために、今までの開墾者資金融通法の一部を改正して、そして機械開墾地区の入植者に対しては、資金の貸付あるいは乳牛の導入等に対して非常に有効な措置をとるというところが、改正の内容だったのです。ところが今度のこの機械公園法の改正は、これは次官が言ったように、必ずしも機械開墾地区に牛を入れるためにやるというのじゃないんですね。そうじゃないのでしょ。これは酪農振興法に基づくところのいわゆる高度集約地区に対してジャージー種を入れる場合においては公団が業務を行うということであつて、何も機械開墾地区に牛を入れるためにこれをやるんだというところと全然違ふんですが、その点はいかがですか。

○大石(武)政府委員 これは結局、酪農地帯にジャージーを入れるということとが終局の目的でございます。ただ、まだ今のところは開墾が終つておりませぬし、それに入植者もまだ資金も豊富でございませぬので、やはりできるだけ安く牛が入るには、入る初めから用意して安い子牛を入れるということが必要でありますし、またある程度牛が入りませぬし、牛をたくさんふやすという意味もございませぬし、牛を周辺地区に入れるということは、終局の目的は、やはり多くの子牛を開墾地区に入れて、そうして一日も早く集約的な酪農地帯を作りたいということでございます。

○芳賀委員 政務次官はよく知らないですね。高度集約の指定地区は必ずしも機械開墾地区の周辺じゃないのですよ。機械開墾の指定地区は、これは青森県の上北と北海道の根釧地区ですね。高度集約の土地というのは、その周辺には幾らもないんですよ。御存じでしょう。昨年三十何カ所の指定をやつたのは、これは全国に分布されておる。そうすると、まず高度集約地帯に入れるということは、これは全くのこじつけなんですね。しかも高度集約地帯というのはこれは未開墾地帯じゃないのです。すでに既存農家が、そこで営農をさらに安定させるためには集約的にそこに牛を導入しなければならぬという考え方の上に立っております。だから、これは入植者とかあるいは機械開墾地区と全く関係がないのです。次官がおわかりにならないならば、畜産局長の方が知っていると、どうですか。

○大石(武)政府委員 ですから、集約的な酪農地帯を作りたいと申し上げたのでございまして。今までのいわゆる集約酪農地帯と申しますのは、経済的ベースよりも、むしろ一つのサンプルとしてジャージーを導入するというところに目的があつたのでございまして、いわゆる手返し制度というものをやつたわけでございます。別に経済的なベースによらない制度でやつたわけでありまして、これからは、ジャージーでも十分やつていけるだろうという見通しが大体つきましたので、これからはこのような試験的な段階を過ぎまして、ほんとうに経済的なベースによつて牛を導入してふやしていくという方針に変わったわけでありまして。この機械公園が実施する開墾地につきましても、経済的ベースによつていきたい、

こういう方針で進んでおりまして、いわゆる集約酪農地区の問題は、ことしはわずかに浅間と霧島の二地帯しか残っておりません。酪農開墾地帯にたくさういうわけで、酪農開墾地帯にたくさん手を入れるということにつきましては、将来に高い牛を入れるわけには参りませんが、むしろそれを飼得る既存農家だけにこれを飼わせまして、その子牛を安く開墾地帯に入れるというこ

とによって、経済的負担にもならず、十分に土地が開墾されてから牛も入るといふことになるので、この制度が一番やりやすいと考えておるわけであり

性を受けるのではないですか、どうですか。

○大石(武)政府委員 それは犠牲にならないように政府で十分配慮するわけでございますが、問題が非常にややこしくなっておりますので、畜産局長からお答えさせたいと思います。

○渡部(伍)政府委員 たいまのお話の機械開墾地区は、上北と根釧の両地区になっておるのであります。その両地区は、前々からお話申し上げてお

りますように、乳牛の飼育を主にした農業経営をやらせていこう、残された草地で、普通の牧畜では成り立たない地域に新しい農業方法を確立しよう、

いきたい、こういう考えから計画を立てておるのであります。

○大石(武)政府委員 昨年度は二千五百頭、これを機械開墾地区の周辺地区に入れた

○芳賀委員 昨年農地開発機械公団法の審議をしたときは、たいまのような説明ではなかったのです。機械開墾をやった地区に対しては、あとの営農設計に対しては、一戸に対して約十頭程度

を願いたい。

とその地区の酪農の振興ははかれませ

○芳賀委員 それ以外の牛の導入に対しては、全然特別な配慮は講じないといふことですね。

○渡部(伍)政府委員 たいま申し上げましたように、有畜農家創設資金で融通するわけでございます。

○芳賀委員 有畜農家創設資金でいく

ております。

○渡部(伍)政府委員 先ほどからお話

○芳賀委員 有畜農家創設資金で約五

○渡部(伍)政府委員 ことしの導入計

がありますように、機械公団はジャージーを輸入する資金の責任を持つ。こ
ういうことになりまして、一応その資
金によってジャージーを輸入し、これ
を地元府県に貸し付け、地元府県から
入植地の協同組合なり個人に貸し付け
る、こういう形式をとります。それか
ら実際の事務につきましては、公団は
府県に対する貸付、契約の締結、それ
から府県から代金回収、それを世銀に
返す事務、こういうことをやります。
さらに実際の輸入業務、すなわち現地
に行つて優良牛の選定あるいは途中の
輸送、そういうものは従来通り農林省
の係官を派しして選定、護送をやら
せます。検査はもちろんな一般的に政府
がやることになっております。従いま
して繰り返しますと、公団の事務は世
銀から金を借りる、向うに対する支払
い、府県に対する貸付の契約締結、償
還金の取り立て、こういう事務をやる
ことになっております。

○芳賀委員 もう少し具体的にお願い
します。実際もしこの法律の改正を
やつた場合、公団がほんとうにいうと
ころの輸入業務をやるかやらぬか。今
局長の言つた言葉を聞くと、ただ便宜
的に公団が世銀から金を借りるため
にそれだけの仕事をする、あとは実際
ジャージーの買付とか末端に対する乳
牛の貸付とか貸付金の回収とかいうも
のはやらないで済むというような説明
なんです、それで納得できない。
○渡部(伍)政府委員 輸入の名義は機
械開墾公団になるわけですか。その金の
支払いも公団になるわけですか。輸入回
有権は公団に帰属するわけですか。それ

でこれを府県に貸して、府県が入植者
あるいは最初は周囲の農家に売り渡す
わけです。乳牛を輸入人と公団との
契約になるわけです。年賦償還で代
金を取り立てますから、年賦償還金の
取り立てが公団と個人、こういう
ふうになってくるわけです。売り渡し
て年賦償還金を取り立てる、こういう
ことになりまして。それだけになりまし
て、実際の輸入地における牛の選定、
それから購買の事務は公団から農林省
の係官が委託を受けてこれをやる。
こつちに着きましてからは、公団が検
疫所通過のときに受け取つて、国内の
現地に対する輸送事務はやる、その
うふうになっております。本来ならば
公団が直接輸入先の国へ行って選定し
て、輸入業務を一切行つて普通であ
りますけれども、これは前々からい
いろお話がありまして、輸入牛の選
定の責任あるいはブルセラ病等の病氣
について国が全責任を負わなければい
けない、それからまたさういふ費用
は農家にかけてはいけない、国が持
つて、農家が購入する価格を少しでも
安くしたい、こういう観点からさうい
うことになりまして。

○芳賀委員 どうも変ですが、さうす
るとまづ公団は、世銀から公団名義で
借り入れをするということはわかる。
それからジャージーを買ひ付ける場合
の仕事は農林省にまかして、公団は全
然買付の仕事はやらぬ。さういふこ
とですね。金だけ一応借りて、あと輸
入業務一切は農林省に全面的にまかす
わけですね。さうすると、牛が横浜な
ら横浜に到着すれば、それを今度都道
府県の知事に売り渡すのですが、そこ

からあつたことがまだわからないので
す。それからどうなるのですか。
○渡部(伍)政府委員 公団は、輸入の
実務は従来農林省の購買官が行つて
やつておりますから、それに委託す
る、こういうことでありまして。名義責
任は公団にあるわけでありまして。公団
は府県に年賦償還で売り渡し、府県は
乳牛飼育者にこれまた年賦償還で売り
渡す、こういうことになるわけであり
ます。
○芳賀委員 変じゃないですか。公団
がどうして知事に牛を売るので。農
家に売らないのですか。知事なんか何
も牛をほしいと言わないでしょう。
○渡部(伍)政府委員 これは集約酪農
地域の設定並びに機械公団の事業の運
営をうまく生かすために府県知事に十
分な責任を持つていただきたい、こ
ういふ考え方で府県知事を介在さして
おる。さらに償還金を確保する場合に、
府県知事を介在させますれば保証的な
地位に立つことになりまして、直接
公団から農家に貸して、府県がそこか
らはずれまして指導とかあるいは償還
の事務をおるそかにしないように府県
知事を介在させ、さういふ考え方で
あります。

○中村(時)委員 ちょっと関連して。
今の問題ですが、この前の競馬馬の輸
入のときなどはLCを組んで藤井商
店などにやらしてはいるわけなんです。
たとえば農林省のさういふ機構の中
に、さういふ業者間にLCを組んでや
らしてはいるような場合と、あるいは担
当官が直接行って買うような場合、そ
ういふ見分け方というのはどういふ
うにしてやっていると、あるいはど
ういふわけであらうか、さういふ
ざわざ使っているのか、さういふ点を
ちょっとお尋ねしたい。
○渡部(伍)政府委員 従来の購買方法
は国が直接買うので、国が購買官に現
金を送りまして、そこで支払いをする
。そして船積みをして持つてくる。
輸送の事務はもちろんな商社に委託して
おります。今度の場合は公団が金を払
うことになりまして。今度公団は国で
なくして一般民間になりますから、こ
れは輸入の許可が必要になり、為替の
許可が必要になる。従つて従来一般に
民間の輸入するのと同じ方式になりま
す。エージェンツをきめまして、そこ
で金の支払いをやらす、さういふこと
になります。なぜ購買事務を国がやる
かというところは、先ほど申し上げまし
たように、一つは購買だけのために公
団の職員を増すということ、それは結
局補助金という形で公団が出せばいい
のであります。従来もう三年間購買
に行つてなれておりますから、直接役
人が行って購買した方がいいというこ
と、それからまた補助金を出すかわり
に購買官の費用は国で直接持ちまし
て、輸入乳牛のコストにはかけない、
すなわち農家に渡す牛の価格をそれだ
け安くしたい、さういふ二つのねらい
から切り離して、ただ代金の支払いは
代金の支払い、あとの費用のかかるも
のはできるだけ国が見てやつて農家の
負担する分を少くしたい、さういふ点
から切り離してやつてはいるわけであ
ります。

○中村(時)委員 じゃお尋ねします
が、たとえばさういふふうな技術的に
購買能力を持つておるところの技術官
が必要であるからといって、さうい
ふ形態をとつていらつしやる。片一方競
馬馬なんとかの場合も同様のことと言
えるのです。これは実際の馬の生産を
中心にして考えている。さうすれば、
当然それに伴うところの技術官があ
た方の方にはおるはずなんです。それ
がなぜできないか、たとえばLCを組
んで、業者にまかしていくということ
になれば、当然それは問題が出てくる
と思ふ。組んで業者にまかすというこ
とは、競馬馬という特殊なものである
から、その方に重点を置いておるの
じゃないか。さういふ危惧さえ生まれ
てくるのです。さういふ説明は一体ど
ういふふうにお尋ねしたい。
○渡部(伍)政府委員 ジャージーの導
入については、機械開墾地区に關係す
る問題は特にさうでありまして、国が
責任を持つてやつていく、さういふ
危険負担であるのであります。従いま
して一定の標準なり、さういふもの
を買つたらいよいよということにして
は、さういふ責任を負うことをして
ていなければなりません。それが違つた
のであります。国が直接輸入する場合は
国から購買官を出します。現に三十
一年度も出す予定になっておりますが、
そのほかに民間牧場において育成のた
めに種畜を輸入したい、さういふ申請
が出て、さういふ申請をどういふ
ふうに見る必要はない、さういふ考
えでおります。
○稲富委員 関連して。さうすると外
貨の割当は公団が申請者になること
になるわけですか。
○渡部(伍)政府委員 ジャージーの場
合は、二つの方法があると思ひます。

公団が直接申請者になつてもよろしいし、公団が実需者の要請書を出して輸入商社を指定して、そこに外貨をおろしてもらつてもよろしい。その二つの方法がある。ただし今度の場合は、その内容をばきり規定しますから、せんだつて問題になつたようなことはないうちにいたします。

○**稲實委員** そうすると、外貨割当にはやはりジャージーということを経柄にははつきりされるのでございませうか。

○**渡部(伍)政府委員** もちろんであります。

○**稲實委員** 従来の関係は、馬の場合には単に馬となつておつたらしいのですが、今度の場合は牛ということにならないのでございませうか。牛ということになりますと、ジャージーであつてもホルスタインを買つてきてもよろしい。これは為替管理法違反にはならないという政府の見解があるらしいのですが、その点は従来とその方式をおきかへるのであるか、承つておきたいと思ひます。

○**渡部(伍)政府委員** これは従来と方式を変えたいと思ひます。従来のように不明確で、あとで問題が起つて苦しい言いわけをしなければならぬようなことのないように、はつきり規定いたしたいと思ひます。

○**芳賀委員** 先ほどの畜産局長の答弁によると、知事にジャージーを売りつけるのは、売り渡した年賦償還の代金の回収を完全にするために売り渡すわけですね。そうなんですか。

○**渡部(伍)政府委員** 一点は償還金の確保が目的であります。一点はジャージーの導入地区の指導について責任を

持つてもらふ、こういう点ももう一点あるわけでありませう。

○**芳賀委員** 第一の点はわかるのですけれども、第二の点は別に知事に牛を売りつけなくても、指導は都道府県がやれるじゃありませんか。集約酪農地域というのが設定されておつて、そこに事務所まで設置して、十分な計画に沿つて諸般の具体的な計画が進められていくわけなんです。どうして知事に牛を売らなければ指導がうまくいかないのですか。

○**渡部(伍)政府委員** これは普通の畜農家創設資金で金を融通しておるといふ場合、府県知事が何も介入してないんじゃないか、こういう話であるのでありますが、何を申しましたも機械開墾地区は新しい試みでありますので、この地区の成績が上がるか上らぬかは、将来の残された草原地帯の酪農振興に重大な影響がありますので、特別念入りに都道府県知事の指導なり監督を私どもは要求しておるのであります。

○**芳賀委員** その辺がちょっと変なんです。それじゃ小倉さんにお尋ねしますが、開拓者資金融通法の改正によりまして、機械開墾地区の開拓者に対しては、これは別に知事を経由しなくても資金の貸付ができるわけですね。そのうちでしょう。その場合牛を入れるときだけは機械開墾地区の入植者に対して知事を経由しなければジャージーの売り渡しができない何か特別の理由があるのですか。そうなるのと別に開拓者資金融通法をわざわざ改正して、機械開墾地区の入植者に対する特段の配慮をしなくてもよかつたんじゃないですか。非常に矛盾があるのです。

○**小倉政府委員** 御質問の趣旨が

ちょっとわかりにくい点があるのですけれども、機械開墾地区に對しては乳牛の導入についての御質問と、それからこの改正法案に對する規定の仕方と両方問題があると思ひますが、この法案の關係におきましては、公団が道県に売り渡す、こういうことになっておられます。その理由につきましても先ほど畜産局長がお話しをいたしましたように、いわば便宜のためでございまして、公団が直接農家に売り渡すとかあるいは協同組合に売り渡すとか、いろいろな方法があるかと思ひますが、先ほど畜産局長が申しましたような理由で、地方公共団体に売り渡す、こういうことにはいたしたいと思ひます。こういうのが原案の趣旨でございませう。

○**芳賀委員** その点が重大なんです。たとへば機械開墾地区に對してはジャージーの資金だけじゃないのです。機械開墾の経費の全額を国が貸し付けるのでしよう。機械開墾地区の入植者に対してはそうじゃないのですか。その場合は別に知事に貸し付けるのじゃなくて、直接機械開墾地区の開拓者に対して多額な開墾資金とかそれにまた付随する必要な資金の直接貸付が行われる。ところが牛に限つてだけは、これは安心がならぬからというの理由はないじゃないですか。同じようにな取扱いできないという何か世銀から特別な条件でもおきていますか。

○**小倉政府委員** もちろん資金の貸付はこれは知事ではございませぬ、あるいは地方公共団体ではございませぬで、直接乳牛を導入する農家ということとでございませぬ。従いまして資金の供

給の仕方と乳牛の売り渡し仕方が違ふのであります。その辺がどういうわけだといふお尋ねだと思ひますが、資金につきましてはこれは従来通りと申しますか、機械開墾地区につきましては特別会計でもって貸し付ける方針であります。これは府県に貸すという性質のものでございませぬので、特別会計が直接はかのいろいろの開拓者資金と同じように取り扱つていく。ただ売り渡しの方は、これは初めての制度でございませぬ、そこは多少違つたルートで持つていきましても、支障はないものと考えられるわけなんです。資金は農家に付きます、その資金が今度は府県の償還にあつていく、府県がまた今度は公団にその金を償還にあつていく、こういうことにはいたしておるわけなんです。

○**芳賀委員** 小倉さんの言ひは違ふのです。これは府県に對しては資金を貸し付けるのではないのです。ジャージーを売り渡しをするわけなんです。売り渡し代金は年賦償還で取り立てるといふことになるのです。それから機械開墾地区の開墾あるいは建設に要する資金は資金として貸付をするわけですね。だから趣きが若干違ふわけなんです。しかし牛そのものを売り渡すをする場合も、何も都道府県知事に一応売り渡しをしなければならぬといふ、そういう手続は必要ないのではないかとこののがわれわれの判断です。それをあえてやるという事は、これは何か借款の一つの条件として、そういう形でなければ乳牛導入の世銀の借款ができないのかという点なんです。

○**小倉政府委員** 資金の借り入れ先で

ある世界銀行からそういうふうな条件がつけられておるといふことはございませぬ。公団が直接農家でなくて道県に売り渡すということにいたしたものは、先ほど申しましたように、仕事の便宜のためと、一つは償還を確保したいといふことのためでありまして、仕事の便宜と申しましたのは、公団が直接農家に貸すということになります。公団にそのための特別な用員となり経費が要するといつたようなことにもなりますので、県にお願ひすればそういうことも省ける、そういういた便宜のためでございませぬ。そのほかに特別の理由はございませぬ。

○**芳賀委員** 世銀からの特別の条件が示されていなくとも、このジャージー導入の世銀の融資は、これは世銀と公団との間における貸借關係ということになつて、それから都道府県とか個人は世銀とは全然關係はないわけなんです。公団は世銀から借入れた金を期限内に利子をつけて払へばいいわけで、それ以外のものは世銀に對して、何ら直接の債務關係はない、そういうことですか。

○**小倉政府委員** お尋ねの通りでございませぬ。

○**芳賀委員** そこで次にお尋ねする点は、都道府県知事が公団からジャージーの売り渡しを受ける、その次には都道府県知事は、今度は末端の個人に直接売り渡しをやるわけですか。それともその間にまた何か經由する機関とか団体があるわけですか。

○**渡部(伍)政府委員** これは地元の農協を通じて個人に売り渡しをしていきたいと思つておられます。

○**芳賀委員** そういたしますと、農協

がまた知事から売り渡しを受けるわけですか。農協が売り渡しを受けて、それからまた農協が農家に売り渡し、そういう段階になるのですか。

○渡部(伍)政府委員 農協が受けて個人に渡しあるいは農協から個人に金を貸して個人に直接やる、その二つの方法があると思いますが、要するに農協を通じてやる、こういう考え方でございませぬ。

○芳賀委員 農協を通ずるといふだけではなくして、知事から農協が今度はいち受け受けるわけですか。農協が一たん買ひ受けて、それから個人に売り渡すわけですか。

○渡部(伍)政府委員 必ずしも名義を一人に売り渡す、そういうことは考へておりませぬ。

○芳賀委員 農協は単に經由機関として取り次ぐだけであつて、別に債務関係の責任というものは農協にはないわけですか。

○渡部(伍)政府委員 今のところは農協は世話をする。たとへば有畜農家の金を世銀の借りる額以上に借りなければなりませんから、その関係でどうしても金を有畜農家創設資金で借りなければいかんという点からいつても、農協を使わざるを得ないのであります。

○芳賀委員 その場合の農協の責任の所在がどういふことになりませぬか。一つは知事の方から流れてくるのは、世銀の借り入れ分です。六万何千円、それからもう一つの不足分の二万数千円というものは有畜農家創設資金を借りる、これは当然農協を経由してやることになる。そうすると農協の段階においては、この二本建の資金を農家か

ら回収しなければならぬという責任が生じてくるのでありますか、どうなんですか。

○渡部(伍)政府委員 当然両方の金のめんどうを見なければいかぬ、こういうことになりませぬ。

○芳賀委員 その場合地方公共団体である町村は全然それに関知しないわけですか、その地域の町村です。

○渡部(伍)政府委員 地元の協同組合が間に合はぬといふような場合には、市町村が出てきてほしいと思ひますけれども、現在のところは協同組合がやめる場合には市町村が出る必要はない、こういうふうな考へております。

○芳賀委員 次に具体的な事例として、もしそのジャージー種を買ひ受けた農家が、毎年の返済に當つて義務の履行がうまくいかぬといふ場合には、これはどうしてまただいままでの御説明によると、都道府県知事の責任において毎年度の償還分は必ず公団に返済しなければならぬ、そういうことになるわけですか。

○渡部(伍)政府委員 一時的にはどうしても直接農家に関係する府県知事が、公団に対して責任を負わなければならぬといふことになりませぬ。府県知事の方で金を返せなければ公団は公団がそのしりをぬぐわなければならぬ、こういうことでありませぬ。

○芳賀委員 いや、そのために知事に責任を負わしたのです。公団には全然仕事をやらせぬために知事にことさら責任を負わしたのであるからして、いかなる場合においても都道府県知事は、回収が十分いかぬ場合は知事の責任において公団に対して毎年度の返済は滞りなくやる、そういう嚴重な

約束になるのじやないのですか、いかに公団に集まらぬ分はやむを得ぬといふことになればまた別ですが……。

○渡部(伍)政府委員 これは通常の場合、すなわち農家がさぼつて効果を上げないといふような場合には、当然知事さんに責任を持つていただかなければならぬ、こういうふうな考へます。しかし今契約書の案を見まして、天災地変その他農家の責めに帰するこ

とができない事由によつて償還金ができない場合には支払期限の延長あるいは減免の請求を知事から公団にすることができ、それを認める事項を契約書の中に入れております。

○芳賀委員 実際の問題として、天災地変によらずとも、乳牛の場合にはそれが不妊牛であつた場合もある。分娩しない場合においては乳の生産ができないのですから、借入金の返済は不可能な事態になる場合が数年続くとともにあつて、これは不可抗力であるといふこと、その分に対しては知事は責任を負わぬといふようなところまで実情に沿つたようなことはできないのでし

○渡部(伍)政府委員 天災地変その他農家の責めに帰することができない事由といふ中には、そういうものも当然含めなければ、それは別の処置をしなければ政府としてもジャージーを購入した責任を果したことはならぬといふのであります。これは別途の措置を講じたいと思ひます。

○芳賀委員 そこでお尋ねしたい点は、都道府県知事のみあまり重い責任を負つておられるように見受けられるわけですか。ですからそういう都道府県

知事の責任をあくまで追及するといふ点に対しては、これはやはりこういう法律を作る場合、政府としても責任の所在を明らかにしておく必要もあると思ひます。公団だけが何らの損失も生じないし、何も仕事をやらぬといふことは今までの説明によつて明らかなんです。輸入業務もやらぬし、それから貸付等の面の仕事も何もやらぬ、ただ単なるトンネルなんです。これは最初の御説明の通り、何も機械公団でなくてもやれるのだといふことはその通りです。この程度のものであれば森林公団でも何でもできるのです。

○渡部(伍)政府委員 府県知事にあまり重い負担を課する、こういうふうなお話でありませぬが、実は先ほど御説明申し上げましたように、購買官を輸入先国に送り、あるいは管理検査の費用、あるいは一部海上保険料、輸入乳牛の保証費、そういうものは約四万九千円余り政府で負担することにしておるものであります。従ひまして府県といふことになれば、機械公団の仕事についても世銀の金を借りるといふことになつて、世銀の金を借りるといふことになれば、便宜機械公団を世銀の借金の主体たらしめよう、こういう考へ方でありませぬ、乳牛の導入については機械開墾公団にあまり大きい仕事は負わせたくないといふのが、私どもの考へであります。

○芳賀委員 その点は時間がないから

でありませぬが、先般来お話がありますように、乳牛の導入の仕事は、入植者、関係農家、府県、公団、国全体が一丸となつて事に当らなければ効果が上らないのであります。この公団は機械開墾をすることがあくまでも本来の業務でありませぬ、その地域にたまたま世銀から金を借りてジャージーを入れるから、その借入れを主体として開墾公団を使う、そういう関係でありますので、公団に輸入乳牛についてはあまりに大きい負担を課して本来の業務に支障を来たしても困るので、必要最小限度の仕事をやつてもらう、こういう考へておるのであります。

○芳賀委員 公団は何も仕事をやらぬといふので、できないのです。輸入業務は農林省がやつてしまつてから公団は何もやれないでしよう。末端に対する貸付等に対しては知事がやつたり、農協がやつてしまつてから、公団は何もやれないといふことになる。公団にも少し仕事をやるようにしたらどうですか。

○渡部(伍)政府委員 機械公団はあくまでも機械開墾を主としておるのであります。私どもが早く乳牛の集約度が高めたために、国費だけでは追つていけないので世銀の金を借りるといふことになつて、世銀の金を借りるといふことになれば、機械公団の仕事についても世銀の金を借りるといふことになつておるから、便宜機械公団を世銀の借金の主体たらしめよう、こういう考へ方でありませぬ、乳牛の導入については機械開墾公団にあまり大きい仕事は負わせたくないといふのが、私どもの考へであります。

次に譲りまして、この際お尋ねしたい点は、世銀からの借金が最近のうちにきまるといふようなことも聞いておるのですが、このジャーシー導入の借り入れ条件は、償還の年限、据置期間、あるいは利率はどういうことになっておりますか。

○渡部(伍)政府委員 三年据置の十二年賦償還になっております。十五年後に全部返してしまふ、こういうことでもあります。利子は五分であります。

○芳賀委員 次に公団が貸し付ける場合の条件は、何年賦のどれだけの利子です。

○渡部(伍)政府委員 三年据置の七年の年賦償還であります。十年後に全部返して、利子は五分であります。

○芳賀委員 それは変じゃないですか。世銀から十五年償還の金を借りて、一番困っている農家に十年年賦で貸すというのはどういふわけです。五年間の大きなずれがありますか……

○渡部(伍)政府委員 これは最終的に世銀とまだ年限、利子については交渉の余地が残っておりますが、もし世銀の方で十五年を最終契約で確約いたしてくれば、公団から府県に貸す場合の条件もそれに合せたい、こういうふうに考えておりますが、最終的な何ができておりません。そこで私どもの方ではあまり早くこちらの希望条件で計算をすると、受け入れる方に不測の期待権を与えるというふうな関係で、実際計算をして三年据置の七年の償還ならば一応の採算のめどがつくというので、そういう計算をしておるのであります。

○芳賀委員 そうすると、世銀との正式借り入れ契約が締結された場合は、

それと条件を必ず合せるというのですね。それは間違いではないですか。

○渡部(伍)政府委員 できるだけそれに合せたいと思えます。

○芳賀委員 できるだけではなくて、必ずやるのですか。今あなたはやると言ったではないですか。世銀が十五年年賦償還にきまつた場合はそれと同一条件で貸付をやると言ったではないですか。できるだけではないですよ。必ずやるのですか。

○渡部(伍)政府委員 ちょっと話がごまかくなるのでありますが、五分の利子のほかに約定手数料というのがありまして、その差額だけはこれは貸付の場合にその金を下から取り上げるなりあるいは別途国から補給するなり、この問題が残ります。従いまして必ずその通りの条件にするということになれば、今の約定手数料をそのまま下へつけなければいかにぬという事になります。そうしますと、ある程度表面上の条件はびつたり——十年貸付で三年据置、七年償還というものでも、少しゆとりをとらなければ、その約定手数料が生まれませんから、びたつとそういうことは今すぐ申し上げかねるのであります。しかしなるべくそういう趣旨でやりたい、こういうふうに考えます。

○芳賀委員 それは変ですよ。金利の場合には世銀からたとえば四分五厘で借りてきて、それに若干の加算をいたしてやるという場合もあり得るけれども、償還年次を五年も詰めるということではだれも牛を飼えないではないですか。償還年限はやはり世銀と同じにする必要があるでしょう。向うが十五年ならこちら十五年、あるいは二十年にするか。短かくするというのは変

でしょう。

○渡部(伍)政府委員 先ほど申し上げましたように、今年以下では私どもの方では困る、営業が成り立つ上からいって十年以下の期間では困る、どうしても十年の期限はほしい、こういうことで、期限は世銀が十五年を認めてくれれば十五年でやりたいと思っております。ただ今の利子の計算は、表面の利子のほかに約定手数料が当初要るのでありますから、その分だけはカバーしなければならぬ。もし期限が十五年になればお話のように十五年にいたします。

○芳賀委員 本会の都合があるようですからこの程度で終ります。

○村松委員長 残余の質疑は明日続行いたします。明日は午前十時開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後三時三十六分散会